

地方分権改革「提案募集方式」 に関する提案

平成29年6月
徳島県

地方分権改革「提案募集方式」の概要

趣旨

地方分権改革については、国の設置する「地方分権改革推進委員会」の「勧告」等に基づき、地方公共団体への事務・権限の移譲、地方に対する規制緩和に関して、4次にわたる一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）など、「国主導」で進められてきた。

国においては、個性を活かし自立した地方をつくるためには、社会経済情勢の変化に対応して、地方の声を踏まえつつ、更なる「地方分権改革」を推進する必要があるとの方針を示している。

このため、新たな局面を迎える「地方分権改革」においては、地方の発意に根ざした取組を推進することとし、「委員会勧告方式」に替わる新たな手法として、個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行う「提案募集方式」が平成26年から導入されることとなった。

提案の対象

- ① 地方公共団体への事務・権限の移譲
- ② 地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し）

募集期間

平成29年2月21日（火）～6月6日（火）

地方分権改革「提案募集方式」に関する提案(徳島県)①

No	部	提案事項	具体的内容	支障事項	関係法令等	提案先
1	県民環境部	特例認定NPO法人制度における設立年数要件の見直し	特例認定NPO法人制度において、設立後5年以内の制限をなくし、全てのNPO法人に適用されるようにする。	認定NPO法人制度や本県独自の指定NPO法人制度においては、過去2年の寄附実績が必要であるため、認定NPO法人を諦めてしまう。 (参考)平成27年3月31日までは、時限措置として、設立から5年を超えるNPO法人も特例認定NPO法人になることができた。	特定非営利活動促進法	総務省
2	保健福祉部	看護師養成所におけるICTを活用した看護教育の推進	看護師養成所の授業について、「同時に授業を行う学生数は原則40名以下であること」と規定され、「基礎分野」に限り、例外が認められているが、「専門基礎分野」も例外の対象とすることを求める。	看護師養成所においては、専任教員(看護師)の確保が困難な状況にある。その対策の一環として、ICTを活用した遠隔授業により同時に40名以上の学生に授業を提供したいが、「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」(医政0331第21号平成27年3月31日厚生労働省医政局長)で、基礎分野以外の授業は「同時に授業を行う学生数は原則40名以下であること」の例外が認められておらず、遠隔授業により同時に40名以上の学生に授業を提供することができない。	保健師助産師看護師学校養成所指定規則等	厚生労働省 文部科学省
3	商工観光労働部	精神障がい者の雇用促進に向けた法定雇用障がい者数の算定方法の見直し(人数)	精神障がい者の雇用促進と手帳取得促進のため、手帳を所持する精神障がい者は他の重度障害者と同様に、1人の雇用者を2人分の雇用とカウントする。	精神障がい者は、他の障がい区分と比べると、平均勤続年数が短く、雇用割合も低くなっている。 平成30年度から、精神障がい者が法定雇用率に算入されることとなり、企業の採用意欲・障がい者の就労意欲を高める取組が必要である。	障害者の雇用の促進等に関する法律	厚生労働省

地方分権改革「提案募集方式」に関する提案(徳島県)②

No	部	提案事項	具体的内容	支障事項	関係法令等	提案先
4	商工労働観光部	精神障がい者の雇用促進に向けた法定雇用障がい者数の算定方法の見直し(就労時間)	精神障がい者の就労時間について、短時間労働の下限である週20時間を緩和する。	精神障がい者は、他の障がい区分と比べると、平均勤続年数が短く、雇用割合も低くなっている。 平成30年度から、精神障がい者が法定雇用率に算入されることとなり、企業の採用意欲・障がい者の就労意欲を高める取り組みが必要である。	障害者の雇用の促進等に関する法律	厚生労働省
5	農林水産部	農業基盤整備促進事業における面積要件の見直し	小規模経営であっても、地域の実情に応じたきめ細やかな基盤整備が実施できるよう、「農業基盤整備促進事業」の面積要件にため池整備事業と同様に2ha以上の特例を設ける見直しを行う。	本県の1経営体当たりの経営耕地面積は約1haであり、全国平均の2.5haと比較し経営規模が小さいことから、事業採択要件に必要な5haの受益面積の確保ができず、地域の実情に応じたきめ細やかな基盤整備に取り組めない。	土地改良法	農林水産省
6	農林水産部	中山間地域等直接支払制度の協定期間の見直し	中山間地域等直接支払制度の協定期間について、「3年目」を見直しポイントとして、一定要件の下、高齢農家等の協定参加者が残り期間の継続の参加を選択できる弾力的な運用を図る。	高齢農家にとっては、「5年間」の協定期間における営農継続に強い不安があり、第4期対策においては、協定から離脱するケースが目立っている。	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律	農林水産省

地方分権改革「提案募集方式」に関する提案(徳島県)③

No	部	提案事項	具体的内容	支障事項	関係法令等	提案先
7	県土整備部	新技術等を活用した橋梁点検を可能とするための点検手法の緩和	近接目視が基本とされている橋梁点検について、高解像度カメラや赤外線センサー等を搭載した車載カメラを用いた点検手法、IOT、UAV、次世代赤外線画像判定支援システム等の新技術を活用した点検手法など、安全かつ円滑な手法で効率的な点検が可能となる、近接目視と同様の点検精度を持った、新技術による点検を可能とするなど要件を緩和すること。	トラス橋などの桁下については、部材が支障となり橋梁点検車のブームが入らないため不可視箇所が存在する。そのため、足場設置やロープアクセスによる点検を実施することとなるが、足場設置・撤去には時間を要し、ロープアクセスは、安全性が橋梁点検車よりも低いことから、安全かつ円滑な点検に支障を来すとともに、多大な費用を要する。	道路法施行規則	国土交通省
8	教育委員会	学校給食費に係る既存の支援制度の見直し	学校給食を安定的に実施するため、経済的に困窮している世帯に実施している各種支援制度による就学援助費のうち学校給食費相当額について、保護者の委任状なしに直接学校等へ交付できるよう制度の見直しをする。	保護者に交付された就学援助費について、学校給食費以外の出費に使われる場合がある。学校給食費の未納を防ぐために、就学援助費を学校長等が代理受領するには、保護者の委任状が必要であるが、保護者の同意がとれない場合がある。	学校教育法 学校給食法 特別支援学校への就学奨励に関する法律等	文部科学省

